

あなたの健康を支える

国民健康保険

国民健康保険とは？

国民健康保険（以下「国保」）は、いざというときでも経済的に心配なく安心してお医者さんにかかることができるように、被保険者がお金を出し合い、みんなで助け合おうという制度です。

国保は、医療保険制度のひとつとして、町が運営しています。

保険税は重要な財源です

国民健康保険税（以下「保険税」）は、国保の収入の約3割を占めており、国保制度を支える大切な財源です。また、支出のほとんどは皆さんの医療費の支払いにあてられます。

国保に加入している人は、給付を受ける「権利」があると同時に、保険税を納める「義務」もあります。保険税は必ず納期限内に納めましょう。

平成20年4月から国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引き）が始まります

現在、保険税は世帯主に課税され、納付書または口座振替により納付していただいています。地方税法等の改正により、平成20年4月から、次の条件をすべて満たす方は

年金から天引きされることとなります。それ以外の方は、これまでどおりの納付となります。

- ①世帯主が国保に加入し、かつ世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である場合
- ②世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合
- ③国保世帯主の介護保険料が年金から天引きされており、介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合

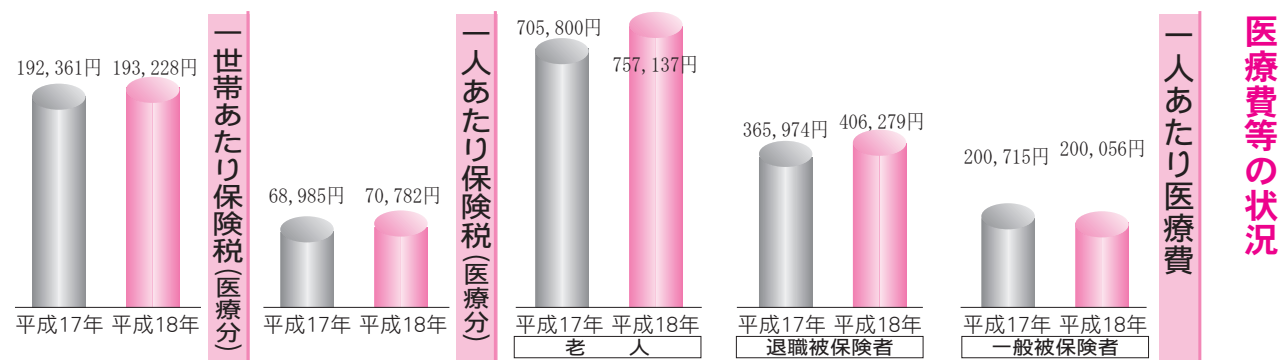
保険税を滞納すると…

- 特別な理由もなく保険税を滞納している人については、次のような措置がとられます。
- ①督促を受けたら、延滞金が加算される場合があります。また、短期保険証の交付を受ける場合があります。
 - ②納期限から1年を過ぎると、



保険証を返すことになり、「被保険者資格証明書」が交付される場合があります。（このときには、医療機関の窓口でいったん保険診療分の費用全額（10割）を支払い、後日申請により7割の払い戻しを受けます。保険税が完納されると認められた時は、保険証が再交付されます。）

- ③納期限から1年6カ月を過ぎると、国保の給付の全部または一部が差し止められる場合があります。



節目の届け出も忘れず！

親元を離れる学生に学保険証を交付

他の市区町村の高校や大学、各種学校などに入学する場合

は、住所の変更が必要ですが、医療保険は今までどおり親元の国保に加入することができます。

この場合、申請により学保

険証が交付されます。◇手続きに必要なもの

- (ア) 国保の保険証
- (イ) 在学証明書
- (ウ) 印鑑

有効期限は3月末日です

※転出届も同時に受理します。転出先住所を確認してください。

昨年9月に交付した学保険証の有効期限は3月末日までとなっています。4月1日以降も在学する方は、更新手続きが必要です。

◇手続きに必要なもの

- (ア) 学保険証
- (イ) 在学証明書
- (ウ) 印鑑

卒業する場合には

卒業後も他の市区町村で生活する方は、親元での国保資格を喪失します。また、会社等に就職し、社会保険や各種共済組合に加入した方も国保の資格を喪失しますので届け出が必要です。

◇手続きに必要なもの

- (ア) 国保の保険証
- (イ) 新たに加入した健康保険証
- (ウ) 印鑑



出稼ぎや長期旅行をするときに遠保険証

出稼ぎや長期旅行などで別々に生活するため、一枚の保険証では保険給付を受けることが困難な場合、申請により一枚の保険証（遠隔地被保険者証）の交付が受けられます。

◇手続きに必要なもの

- (ア) 国保の保険証
- (イ) 印鑑

国保の加入・脱退等の届出を忘れずに！

こんなときは必ず14日以内に届出を！

こんなとき	届出に必要なもの
他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
職場の健康保険を脱退したとき	職場の健康保険を脱退した証明書
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書
子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
外国籍の人が国保に加入するとき	外国人登録証明書
他の市区町村に転出するとき	保険証
職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証（職場の健康保険が未交付の場合は、加入したことを証明するもの）
職場の健康保険の被扶養者になったとき	
国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書
外国籍の人が国保を脱退するとき	保険証、外国人登録証明証
退職者医療制度の対象者となったとき	保険証、年金証書
同じ市区町村で住所が変わったとき	保険証
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯が分かれたり、いっしょになったとき	
保険証をなくしたとき（あるいは汚れて使えなくなったとき）	身分を証明するもの（使えなくなった保険証など）